

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく文部科学省所管の基幹統計調査（昭和 23 年から毎年実施）

(3) 調査の期日

平成 29 年 5 月 1 日

(4) 調査の対象

国立・公立・私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び市町の教育委員会（注：国立の学校は文部科学省の直接調査となっている。）

(5) 調査票の種類と主な調査事項

ア 学校調査………学校数、学級数、園児・児童・生徒数、教員数、職員数、入学者数及び卒業者数等。

イ 学校通信教育調査………学校数、生徒数、教員数、職員数、入学者数及び卒業者数等。

ウ 卒業後の状況調査………中学校、高等学校全日制・定時制課程、特別支援学校については平成 29 年 3 月卒業者（年度途中（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に卒業を認められた者も含む。）の 5 月 1 日現在の状況。
高等学校通信制課程については、平成 28 年度間卒業者の 5 月 1 日現在の状況。（高等学校通信制についてのこの調査事項は、昭和 61 年度に新設された。）

なお、この調査における中学校又は高等学校卒業者の高等学校又は大学等への「入学志願者数」には、高等学校の通信制課程、大学及び短期大学の通信教育部並びに放送大学への入学志願者は含まれていない。

エ 不就学学齢児童生徒調査…就学免除者数、就学猶予者数、1 年以上居所不明者数及び学齢児童生徒死亡者数。

オ 学校施設調査………土地又は建物の用途別及び構造別等の面積並びに増減の状況。

2 報告書の内容及び資料

(1) この報告書には、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「卒業後の状況調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「学校施設調査」の結果の一部を収録している。

(2) 平成 28 年度以前の数値は、原則として、文部科学省「学校基本調査報告書」による。
ただし、この報告書に掲載されていない数値は、県集計表による。

(3) 本年度の数値は、県集計表及び文部科学省「平成 29 年度学校基本調査報告書」による。

3 用語の説明等

(1) この調査における用語の説明は、次に掲げるほか、必要に応じて表に脚注として掲げた。

- ア 「特別支援学級」 ……学校教育法第81条第2項に該当する児童生徒（知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）で編成されている学級をいう。
- イ 「帰国児童・生徒」 ……海外勤務者等の児童・生徒で、引き続き1年を越える期間海外に在留し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に帰国した児童・生徒をいう。
- ウ 「外国人」 ……日本の国籍を持たない者をいう。日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とする。
- エ 「教員数(本務者)、休職者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含める。」
- オ 「負担法による者」 ……小学校、中学校及び特別支援学校において、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法による職員をいう。
- カ 「指導主事」 ……地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第4項後段の規定により、指導主事に充てられた者をいう。
- キ 「教育委員会事務局等勤務者・その他」 ……学校に籍はあるが、教育委員会事務局・教育研究所・公民館・図書館・理科センター等に専ら勤務する者、国立大学附属学校へ派遣されている者をいう。
- ク 「留学生・海外日本人学校派遣者」 ……「留学生」とは、国内又は外国の大学・教育研究所へ研修のため6ヶ月以上継続して派遣されている者をいい、「海外日本人学校派遣者」とは、長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者をいう。
- ケ 「併置校」 ……高等学校において、「全日制」及び「定時制」、「全日制」及び「通信制」、又は、「定時制」及び「通信制」の課程を設置している学校をいう。
- コ 「高等学校等進学者」 ……高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科に進学した者をいう。
- サ 「大学等進学者」 ……大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部及び放送大学、大学・短期大学（別科）、高等専門学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）に進学した者をいう。
- シ 「専修学校等入学者」 ……専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等に入学した者をいう。ただし、進学しながら専修学校等に通学している者は「進学者」としている。
- ス 「就職者」 ……給料、賃金、利潤、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者をいう。（自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝いや臨時の仕事に就いた者は含めない。）就職しながら進学した者及び就職しながら専修学校等に入学した者は、それぞれ「進学者」、「専修学校等入学者」に含めるとともに、就職率の算出及び就職先の産業別・職業別等就職者数にも含める。
- セ 「一時的な仕事に就いた者」 ……臨時的な収入を目的とする仕事（アルバイト・パート等）に就いた者で就いており、雇用の期間が1年未満又は雇用の期間の長さにかかわらず短時間勤務の者をいう。平成16年度から調査を開始。
- ソ 「進学率」 ……卒業者総数のうち進学者（就職しながら進学した者を含む。）の割合で、次の式により算出する。

$$\text{進学率} = \frac{\text{進学者 (就職進学者を含む。)}}{\text{卒業者 総 数}} \times 100$$

タ 「入学率」 ……入学志願者のうち進学者の割合で、次の式により算出する。

$$\text{入学率} = \frac{\text{進 学 者}}{\text{入 学 志 願 者}} \times 100$$

チ「専修学校等…………卒業者総数のうち専修学校等入学者（就職しながら専修学校等に入学し入学した者を含む。）の割合で、次の式により算出する。

$$\text{専修学校等入学率} = \frac{\text{専修学校等入学者（就職専修学校等入学者を含む。）}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

ツ「就職率」…………卒業者総数のうち就職者（就職しながら進学した者及び就職しながら専修学校等に入学した者を含む。）の割合で、次の式により算出する。

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職者} + A \text{のうち就職者} + B \text{のうち就職者}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

※ A=進学者 B=専修学校等入学者

テ「専修学校」…………学校教育法第1条の学校以外で、職業や実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う教育施設（学校教育法第124条）をいう。修業年限は1年以上で、常時40人以上を対象として年間800時間以上の授業を行うものとされているほか、教員資格、教員数、校舎面積などについて専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）を満たし、認可を受けたものをいう。

ト「各種学校」…………学校教育法第1条の学校及び専修学校以外の学校教育に類する教育を行う教育施設（学校教育法第134条）で、年間授業時数、教員数、校舎面積などについて各種学校規程（昭和31年文部省令）の基準を満たし、認可を受けたものをいう。

ナ「特別支援学校」…………盲学校、ろう学校及び養護学校が、学校教育法の一部改正に伴い平成19年4月1日から特別支援学校となった。

(2) 統計表中の記号は、次のとおりである。

- 「—」……………該当数値のないもの
- 「…」……………数値の出現があり得ないもの又は調査対象とならなかったもの
- 「0.0」……………数値が単位未満のもの
- 「△」……………負数又は減少を示す。

(3) 統計表の中には、四捨五入の関係で総計（合計）と内訳が一致しない場合がある。

(4) この報告書についてのお問い合わせ先

広島県総務局統計課 消費経済・教育統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52 電話（082）513-2534（ダイヤルイン）
FAX（082）211-3575

また、この内容については広島県のホームページでも情報提供していますので、御利用ください。

「広島県統計課」で検索してください。

ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>